

## 浜松市花と緑のまちづくり功労者表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市において、花と緑のまちづくりに功績があった団体又は個人を花と緑のまちづくり功労者（以下「功労者」という。）として表彰することについて、必要な事項を定める。

### (表彰)

第2条 市長は、第3条に規定する対象の中から、第5条に規定する審査会議の議を経て功労者を決定し、表彰する。

- 2 表彰は、秋の都市緑化月間中に行う。
- 3 表彰では、感謝状及び記念品を授与する。

### (対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 都市緑地の用地、施設又は樹木等を寄附した団体又は個人  
ただし、当該の件に関し、すでに市長から感謝状を受けている者はこれに該当しない。
- (2) 公園、緑地又は街路樹の美化清掃、施設の補修、緑地の保全等について、顕著な功績のあった団体又は個人
- (3) 地域において花と緑のまちづくりの推進に功績のあった団体
- (4) 地域との環境調和を図るため、緑化の推進に功績のあった民間の事業所
- (5) 沿道からの景観を考慮した庭づくり、生垣づくり又は花づくりの家庭緑化を通じて、地域の環境づくりに貢献した個人
- (6) 花と緑の普及に功績のあった団体又は個人
- (7) 花と緑の基金に100万円以上寄附した団体又は50万円以上寄附した個人
- (8) その他、都市緑化の推進又は自然環境教育に顕著な功績のあった団体又は個人

### (推薦の手続き)

第4条 功労者表彰の候補者を推薦しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 推薦書（第1号様式又は第2号様式）
- (2) 候補者の活動状況がわかる資料

### (審査会議)

第5条 功労者の表彰に関する事項を審査するため、浜松市花と緑のまちづくり功労者表彰審査会議（以下「審査会議」という。）を設置する。

2 審査会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

緑政課長

公園課長

公園管理事務所長

市民協働・地域政策課長

道路保全課長

3 審査会議において必要があると認めるときは、専門委員として花と緑に関する専門的知識を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 審査会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議長の職務及び代理)

第6条 審査会議に議長を置き、緑政課長をもって充てる。

2 議長は、審査会議を招集し、会議の進行を務める。

3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、委員の互選によりその職務を代理する者を決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年 4月 1日から施行する。

この要綱は、昭和60年 8月 1日から施行する。

この要綱は、昭和63年 9月22日から施行する。

この要綱は、平成13年 7月 3日から施行する。

この要綱は、平成16年 7月29日から施行する。

この要綱は、平成18年 7月 6日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 7月30日から施行する。

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和元年 7月 1日から施行する。